

第6期三股町障がい福祉計画
第2期三股町障がい児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)



令和3年3月
三股町

目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	基本理念	2

第2章 令和5年度の目標値の設定

1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	3
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	3
3	地域生活支援拠点等の整備	4
4	福祉施設から一般就労への移行等	4
5	障がい児支援の提供体制の整備等	5
6	相談支援体制の充実・強化のための取組	7
7	障害福祉サービスの質を向上させるための取組	7

第3章 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

1	訪問系サービス	8
2	日中活動系サービス	10
3	居住系サービス	18
4	相談支援	21
5	障害児通所等支援	24
6	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	30

第4章 地域生活支援事業の実施に関する事項

1	自発的活動支援事業	32
2	障害者相談支援事業	33
3	成年後見制度利用支援事業	34
4	意思疎通支援事業	34
5	日常生活用具給付事業	35
6	移動支援事業	35

7	地域活動支援センター事業	36
8	訪問入浴サービス事業	37
9	日中一時支援事業	37
10	点字・声の広報等発行事業	38
11	手話奉仕員養成事業(特別支援事業)	38
12	自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業	39
第5章 計画の達成状況の点検及び評価		40
資料編		41

※「障がい」の表記について

この計画では、法令の名称、法令で規定されている用語及び施設並びに団体の名称で「障害」と漢字表記されている場合を除き、ひらがなの「がい」を用いています。

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

三股町障がい福祉計画及び三股町障がい児福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び「児童福祉法」の理念や制度の成り立ち等を踏まえながら、障がい者・児が必要なサービスを利用し、地域で安心して生活できるとともに、社会参加の機会が確保されるよう、共生社会の実現に向けたサービスの充実に努めてきました。

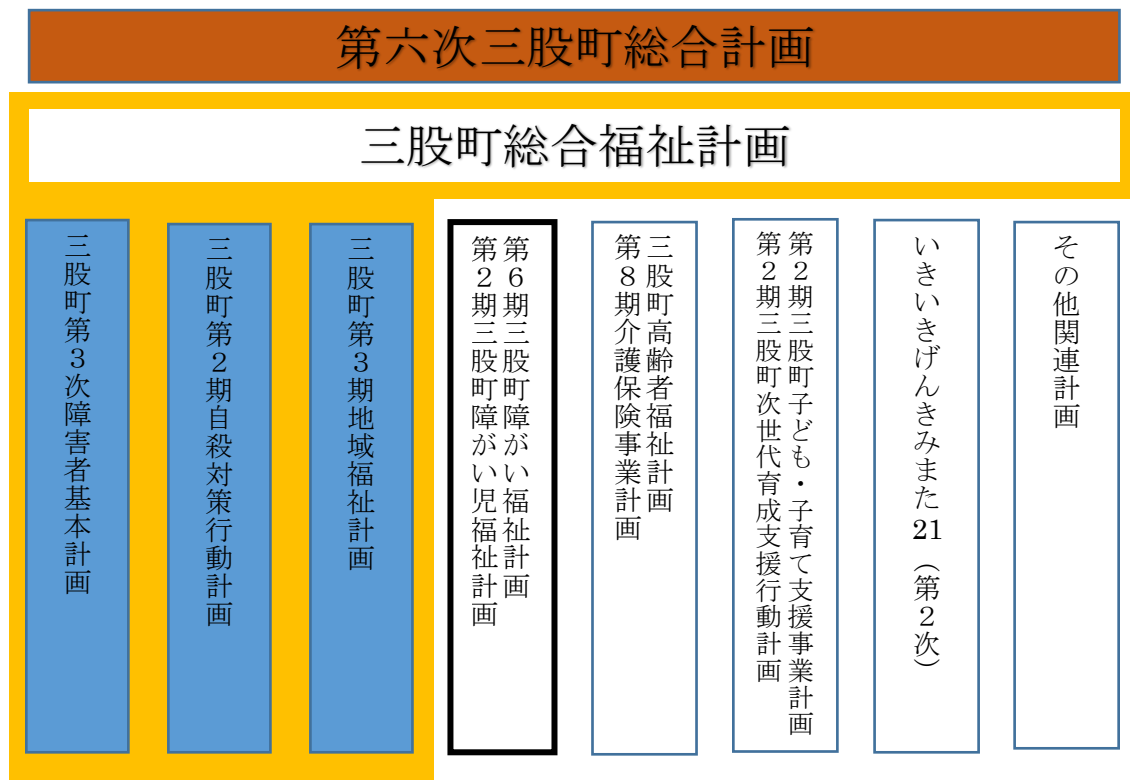
本町では、平成19年3月に、第1期障害福祉計画を策定して以降、3年ごとに計画を策定してきたところです。

このたび、第5期計画の計画期間（平成30年度～令和2年度）が満了することに伴い、これまでの計画の実績及び地域の実情などを踏まえて新たな目標を定め、障害福祉サービス等を提供するための体制の確保等が計画的に図られるようにすることを目的として、第6期三股町障がい福祉計画及び第2期三股町障がい児福祉計画を一体的に策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、障害福祉サービス及び障がい児通所支援等の種類ごとに必要なサービス量の見込みを示す計画です。障がい福祉計画と障がい児福祉計画は、一体的に策定できるものとされています。

また、本町のまちづくりの基本方針である三股町総合計画、三股町総合福祉計画及び他の関連計画との整合性を図りながら策定します。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障がい福祉計画	第5期			第6期		
障がい児福祉計画	第1期			第2期		

4 基本理念

障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨を十分に踏まえながら、三股町障害者基本計画に基づく基本理念を設定します。

【基本理念】
安心して地域で自立した生活ができるまち みまた

障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現に向けて、障がい者が、必要な支援を受けながら、自らの選択により意思決定ができ、社会参加が促進されるよう、施策の充実を図っていくことが必要です。また、障がい者を取り巻く物理的な障壁や、障がい者に対する偏見や誤解といった意識上の障壁等の社会的障壁を取り除き、だれもが地域で安心して生活できる環境の整備が求められます。

本町に住む人々が、生涯心身ともに健康で、生きがいや楽しみのある生活を送り、介助や支援が必要になっても一人一人が尊厳を持ちながら、いきいきと住み続けられるまちづくりを推進します。

第2章 令和5年度の目標値の設定

障がい者等の自立支援の観点から、入所から地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和5年度を目標年度として、国の基本指針及び第5期計画の実績並びに本町の実情を踏まえて、目標値を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 基本的な考え方

国の基本指針	○令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行する。 ○令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。
本町の方針	○国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、本町の実績や実情を加味して設定します。

(2) 目標値の設定

項目	数値	考え方
令和元年度末の施設入所者 (A)	36人	令和元年度末において、福祉施設に入所している者の数
令和5年度末の施設入所者 (B)	35人	令和5年度末の施設入所者数見込み
【目標値】 地域生活移行者数	2人	令和5年度末までに、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを目指します。 $36人 \times 6\% \div 2人$
【目標値】 施設入所者の削減 (A-B)	1人	令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末の施設入所者数から1.6%以上減少させることを目指します。 $36人 \times 1.6\% \div 1人$

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 基本的な考え方

国の基本指針	○令和5年度における精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本として目標値を設定する。【都道府県が設定】 ○令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を、国が提示する推計式を用いて、目標値を設定する。【都道府県が設定】 ○令和5年度における入院後3カ月時点の退院率については69%以上とし、入院後6カ月時点の退院率については86%以上とし、入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。【都道府県が設定】
--------	---

3 地域生活支援拠点等の整備

(1) 基本的な考え方

国の基本指針	○令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
本町の方針	○国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、本町の実績や実情を加味して設定します。

(2) 目標値の設定

項目	目標値	考え方
地域生活支援拠点等の数	1箇所	令和3年度末までに障がい者自立支援協議会を活用し、町内に1箇所設置することを目指します。
運用状況の検証・検討の回数	年1回以上	年1回以上の検証及び検討を目指します。

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 基本的な考え方

国の基本指針	<p>○就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。</p> <p>○就労移行支援事業については、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。</p> <p>○就労継続支援A型事業については、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。</p> <p>○就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。</p> <p>○就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。</p>
本町の方針	○国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、本町の実績や実情を加味して設定します。

(2) 目標値の設定

項目	目標値	考え方
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	9人	令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上を目指します。 $7人 \times 1.27倍 \div 9人$
就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	3人	令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上を目指します。 $2人 \times 1.30倍 \div 3人$
就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数	6人	令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を令和元年度の一般就労への移行実績の1.23倍以上を目指します。 $5人 \times 1.26倍 \div 6人$
就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数	0人	令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を令和元年度の一般就労への移行実績の1.23倍以上を目指します。 $0人 \times 1.23倍 \div 0人$
一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業の利用者数	6人	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目指します。 $9人 \times 0.7 \div 6人$
就労定着支援事業による就労定着率8割以上の事業所数	3事業所	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目指します。 $4事業所 \times 0.7 \div 3事業所$ （都城北諸県圏域内）

5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 基本的な考え方

国の基本指針	<p>○令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。</p> <p>○令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。</p> <p>○令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障がい）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。【都道府県が構築】</p>
--------	--

	<p>○令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。</p> <p>○令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。</p>
本町の方針	○国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、本町の実績や実情を加味して設定します。

(2) 目標値の設定

項目	目標値	考え方
児童発達支援センターの設置数	2箇所	都城北諸県圏域に2箇所設置済み。 このほか、平成20年度より宮崎市こども発達支援センターと協定締結、利用実績あり。
保育所等訪問支援を利用できる体制の確保	有(2箇所)	町内に2箇所設置済み。 これまでの実績及び実情を踏まえて、事業所の維持または増設することを目指します。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	有(4箇所)	都城北諸県圏域に4箇所設置済み。 これまでの実績及び実情を踏まえて、事業所の維持または増設することを目指します。
放課後等デイサービス事業所の確保	有(4箇所)	都城北諸県圏域に4箇所設置済み。 これまでの実績及び実情を踏まえて、事業所の維持または増設することを目指します。
医療的ケア児のための関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置	障がい者自立支援協議会にて協議の場を設置します。
医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	配置	障がい者自立支援協議会にて配置に向けて検討します。

6 相談支援体制の充実・強化のための取組

(1) 基本的な考え方

国の基本指針	○令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
本町の方針	○国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、本町の実績や実情を加味して設定します。

(2) 目標値の設定

項目	目標値	考え方
相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保	有(確保済)	平成27年度より基幹相談支援センターを設置しています。
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言 (件数)	8件	町内にある相談支援事業所に対し基幹相談支援センターが指導助言を実施します。
地域の相談支援事業者の人材育成の支援(件数)	7件	障がい者自立支援協議会にて研修会等を実施します。
地域の相談機関との連携強化の取組の実施(回数)	2回	障がい者自立支援協議会にて実施に向けて検討します。

7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

(1) 基本的な考え方

国の基本指針	○都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。 ○障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。 ○都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定する。【都道府県が設定】
本町の方針	○国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、本町の実績や実情を加味して設定します。

(2) 目標値の設定

項目	目標値	考え方
各種研修への町職員の参加人数	5人	担当職員の研修等の受講を促進し、資質向上を図ります。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所等との共有の実施有無及び実施回数	有(12回)	毎月の国民健康保険団体連合会からの審査結果の確認と修正作業を継続し、過誤請求の防止と適正な運営を行う事業所の確保に努めます。

第3章 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

令和5年度における目標値を達成できるように、3年度から5年度までの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援並びに指定通所支援または指定障害児相談支援等の種類ごとの見込量及び見込量確保のための方策を、国の基本指針及び第5期計画の実績並びに本町の実情を踏まえて設定します。

1 訪問系サービス

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)

(1) 事業内容

① 居宅介護（ホームヘルプ）

入浴、排泄、食事の介護等、自宅での生活全般にわたる援助サービスを提供します。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者等であって、常時介護を要する人を対象に、自宅での入浴、排泄、食事の介護や外出時の移動支援など総合的なサービスを提供します。

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

④ 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、行動上、著しい困難を有する人を対象に、行動の際に生じる危険回避のための援護や外出時の移動支援サービスを提供します。

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を要する重度の障がい者、または、障がい児であって、その介護の必要の程度が著しく高い人を対象に、居宅介護をはじめとする福祉サービスの包括的支援を行います。

(2) 実施に関する考え方

在宅の障がい者が日常生活を営む上で必要なサービスを利用者個々の生活に応じて、提供します。

(3) 見込量の考え方

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（上段：1月当たり実利用者数、下段：1月当たり延利用時間）

○第5期計画の計画値及び実績値（令和2年度は実績見込値）

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
①居宅介護	35人	30人	39人	29人	43人	32人
	560時間	534時間	663時間	541時間	774時間	607時間
②重度訪問介護	2人	2人	3人	2人	4人	2人
	358時間	468時間	540時間	464時間	724時間	527時間
③同行援護	6人	6人	8人	5人	10人	5人
	108時間	124時間	168時間	92時間	240時間	100時間
④行動援護	2人	1人	3人	1人	4人	1人
	360時間	25時間	558時間	27時間	768時間	23時間
⑤重度障害者等包括支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間

○第6期計画の計画値

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画値	計画値	計画値
①居宅介護	33人	35人	36人
	640時間	676時間	713時間
②重度訪問介護	2人	2人	2人
	556時間	587時間	619時間
③同行援護	5人	5人	6人
	106時間	111時間	117時間
④行動援護	1人	1人	1人
	24時間	26時間	27時間
⑤重度障害者等包括支援	0人	0人	0人
	0時間	0時間	0時間

(5) 見込量確保のための方策

訪問系サービスは、障がい者が地域で自立した生活を送る上で不可欠なサービスであり、必要なサービスを提供できるよう相談支援事業所と関係事業者との連携を促進することなどにより、安定したサービスの提供ができる体制の整備に努めます。

2 日中活動系サービス

(生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)、就労定着支援、療養介護、短期入所)

2-1 生活介護

(1) 事業内容

常時介護を要する人に、主として日中に障害者支援施設等で行われる、入浴、排泄、食事の介護や、創作的活動、または、生産活動の機会の提供等を行います。

(2) 実施に関する考え方

介護を必要とする障がい者が地域で生活できるよう、施設において、利用者個々のニーズに即したサービスを提供します。

(3) 見込量の考え方

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

(4) サービス見込量(上段:1月当たり実利用者数、下段:1月当たり延利用日数)

○第5期計画の計画値及び実績値(令和2年度は実績見込値)

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
生活介護	68人	67人	72人	69人	73人	69人
	1,360日	1,339人	1,368日	1,336日	1,387日	1,338日

○第6期計画の計画値

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画値	計画値	計画値
生活介護	72人	75人	78人
	1,412日	1,489日	1,571日

(5) 見込量確保のための方策

障がい者の地域での生活を支援するため、安定したサービスの提供体制の維持についてサービス提供事業者等と連携を図ります。

2-2 自立訓練（機能訓練）

（1）事業内容

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能向上のために必要な訓練等を行います。

（2）実施に関する考え方

自立した日常生活を営むことができるよう、身体機能向上のために必要な機能訓練を提供します。

（3）見込量の考え方

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

（4）サービス見込量（上段：1月当たり実利用者数、下段：1月当たり延利用日数）

○第5期計画の計画値及び実績値（令和2年度は実績見込値）

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
自立訓練 （機能訓練）	2人	0人	2人	0人	2人	0人
	24日	0日	24日	0日	36日	0日

○第6期計画の計画値

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画値	計画値	計画値
自立訓練 （機能訓練）	1人	1人	1人
	12日	12日	12日

（5）見込量確保のための方策

障がい者の地域での生活を支援するため、安定したサービスの提供体制の維持についてサービス提供事業者等と連携を図ります。

2-3 自立訓練（生活訓練）

（1）事業内容

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、食事や家事など日常生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

（2）実施に関する考え方

自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、生活能力の向上のために必要な生活訓練を提供します。

（3）見込量の考え方

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

（4）サービス見込量（上段：1月当たり実利用者数、下段：1月当たり延利用日数）

○第5期計画の計画値及び実績値（令和2年度は実績見込値）

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
自立訓練 (生活訓練)	1人	3人	1人	6人	2人	5人
	12日	71日	12日	121日	36日	86日

○第6期計画の計画値

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画値	計画値	計画値
自立訓練 (生活訓練)	5人	5人	6人
	91日	96日	101日

（5）見込量確保のための方策

障がい者の地域での生活を支援するため、安定したサービスの提供体制の維持についてサービス提供事業者等と連携を図ります。

2-4 就労移行支援

(1) 事業内容

一般企業等への就労希望者に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練等を行います。

(2) 実施に関する考え方

障がい者の一般就労への移行を推進します。ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、職場実習や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を行います。

(3) 見込量の考え方

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（上段：1月当たり実利用者数、下段：1月当たり延利用日数）

○第5期計画の計画値及び実績値（令和2年度は実績見込値）

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
就労移行支援	4人	4人	4人	5人	5人	8人
	85日	80日	85日	86日	100日	153日

○第6期計画の計画値

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画値	計画値	計画値
就労移行支援	8人	9人	9人
	161日	170日	180日

(5) 見込量確保のための方策

障がい者の就労の場を幅広く確保する観点から、障がい者自立支援協議会を活用しながらハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と緊密な連携を図ります。

2-5 就労継続支援(A型・B型)

(1) 事業内容

通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等を行います。雇用契約を結ぶことを基本とするA型と雇用契約を結ばないB型があります。

(2) 実施に関する考え方

個々のニーズや適性に応じた作業内容、作業時間等に配慮した適切な支援を行い、就労の機会を提供します。

(3) 見込量の考え方

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（上段：1月当たり実利用者数、下段：1月当たり延利用日数）

○第5期計画の計画値及び実績値（令和2年度は実績見込値）

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
就労継続支援(A型)	40人	28人	42人	27人	44人	22人
	800日	572日	840日	524日	968日	426日
就労継続支援(B型)	59人	57人	60人	60人	62人	64人
	944日	1070日	960日	1,110日	1302日	1,198日

○第6期計画の計画値

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画値	計画値	計画値
就労継続支援(A型)	36人	38人	40人
	600日	633日	668日
就労継続支援(B型)	67人	69人	72人
	1,264日	1,333日	1,407日

(5) 見込量確保のための方策

障がい者の就労の場を幅広く確保する観点から、障がい者自立支援協議会を活用しながらハローワーク等、関係機関と緊密な連携を図ります。

2-6 就労定着支援

(1) 事業内容

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために、企業・自宅への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

(2) 実施に関する考え方

障がい者の一般就労への定着を推進します。

ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、雇用後の職場への定着支援を行います。

(3) 見込量の考え方

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（1月当たり実利用者数）

○第5期計画の計画値及び実績値（令和2年度は実績見込値）

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
就労定着支援	1人	2人	1人	2人	1人	1人

○第6期計画の計画値

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画値	計画値	計画値
就労定着支援	4人	5人	6人

(5) 見込量確保のための方策

障がい者の就労の場を幅広く確保する観点から、障がい者自立支援協議会を活用しながらハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と緊密な連携を図ります。

2-7 療養介護

(1) 事業内容

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を行います。

(2) 実施に関する考え方

常時介護を必要とする障がい者に必要なサービスを提供します。

(3) 見込量の考え方

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（1月当たり実利用者数）

○第5期計画の計画値及び実績値（令和2年度は実績見込値）

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
療養介護	7人	6人	7人	6人	7人	6人

○第6期計画の計画値

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画値	計画値	計画値
療養介護	6人	7人	7人

(5) 見込量確保のための方策

療養介護については、筋萎縮性側索硬化症（ALS）や筋ジストロフィー患者など重症心身障がい者に対応できる医療施設のみで受入れが可能なサービスであることから、医療機関と連携することにより、見込量の確保に努めます。

2-8 短期入所

(1) 事業内容

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院等において実施する「医療型」があります。

(2) 実施に関する考え方

常時介護を必要とする障がい者に必要なサービスを提供します。

(3) 見込量の考え方

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（上段：1月当たり実利用者数、下段：1月当たり延利用日数）

○第5期計画の計画値及び実績値（令和2年度は実績見込値）

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
短期入所 (福祉型)	23人	13人	23人	12人	24人	9人
	92日	87日	92日	91日	120日	60日
短期入所 (医療型)	2人	0人	2人	0人	2人	0人
	14日	0日	14日	0日	14日	0日

○第6期計画の計画値

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画値	計画値	計画値
短期入所 (福祉型)	13人	14人	14人
	100日	106日	111日
短期入所 (医療型)	1人	1人	1人
	14日	14日	14日

(5) 見込量確保のための方策

短期入所については、今後需要が増えると見込まれることから、事業者と連携し、サービスの確保を図ります。また、緊急的な相談に対応するため、基幹相談支援センターと連携し、受入れ体制の確保を図ります。

3 居住系サービス

(自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援)

3-1 自立生活援助

(1) 事業内容

障害者支援施設や共同生活援助（グループホーム）等から一人暮らしへの移行を希望する人に対して、一定の期間にわたり、定期的に居宅を訪問し、日常生活等について確認を行い、必要な助言や医療機関との連携調整を行うとともに、相談や要請があった際には、随時の対応も行います。

(2) 実施に関する考え方

障害者支援施設等から一人暮らしへの移行を希望する障がい者に対して、適時のタイミングで適切な支援を提供できる体制を整備します。

(3) 見込量の考え方

現に利用している者の数、施設入所者の地域生活への移行者数等の実情を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（1月当たり実利用者数）

○第5期計画の計画値及び実績値（令和2年度は実績見込値）

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
自立生活援助	1人	0人	1人	0人	1人	0人

○第6期計画の計画値

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画値	計画値	計画値
自立生活援助	1人	1人	1人

(5) 見込量確保のための方策

障がい者が地域で自立した生活を送る上で、必要なサービスを提供できるよう、関係事業所との連携を促進することなどにより、安定したサービスの提供ができる体制の整備に努めます。

3-2 共同生活援助（グループホーム）

(1) 事業内容

共同生活を営む住居に入居している障がい者に、主として夜間に相談その他必要な日常生活上の援助のほか、ニーズに応じて入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

(2) 実施に関する考え方

共同生活を営む住居に入居している障がい者の日常生活に支障がないように、必要とするサービスを提供します。

(3) 見込量の考え方

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行時における共同生活援助の利用者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（1月当たり実利用者数）

○第5期計画の計画値及び実績値（令和2年度は実績見込値）

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
共同生活援助	26人	22人	29人	24人	32人	25人

○第6期計画の計画値

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画値	計画値	計画値
共同生活援助	26人	28人	30人

(5) 見込量確保のための方策

施設入所者等の地域生活への移行を図るためには、グループホームの整備が重要であることから、基盤整備を促進します。また、施設等から地域生活への移行を希望する障がい者に対して、地域生活支援拠点等による地域生活の体験の場の確保に努めます。

3-3 施設入所支援

(1) 事業内容

施設に入所する障がい者に、主として夜間に入浴、排せつ、食事等の介護や相談、助言その他の必要な日常生活上の援助を行います。

(2) 実施に関する考え方

施設入所が必要な人の日常生活や訓練等に支障がないように、必要とするサービスを提供します。

(3) 見込量の考え方

令和元年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数と新規入所者数を勘案し、利用者数の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（1月当たり実利用者数）

○第5期計画の計画値及び実績値（令和2年度は実績見込値）

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
施設入所支援	42人	38人	42人	36人	41人	35人

○第6期計画の計画値

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画値	計画値	計画値
施設入所支援	36人	36人	35人

(5) 見込量確保のための方策

関係機関と連携し、施設別の待機者状況を把握することなどにより、適切なサービス供給ができる体制の確保に努めます。

4 相談支援

(計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援)

4-1 計画相談支援

(1) 事業内容

障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障がい者が適切にサービスを利用できるよう、サービス等利用計画の作成などを行います。

(2) 実施に関する考え方

個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画の作成等を推進します。

(3) 見込量の考え方

現に利用している者の数、障がい者等のニーズを勘案して、利用者数の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（1月当たり実利用者数）

○第5期計画の計画値及び実績値（令和2年度は実績見込値）

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
計画相談支援	45人	46人	45人	45人	46人	38人

○第6期計画の計画値

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画値	計画値	計画値
計画相談支援	46人	46人	47人

(5) 見込量確保のための方策

障がい者自立支援協議会でのケース検討や研修等を通じて、相談支援事業所のスキルアップを図るとともに、基幹相談支援センターと連携しながら相談支援体制の更なる充実を図ります。

4-2 地域移行支援

(1) 事業内容

障害者支援施設に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者等が地域へ移行する場合に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

(2) 実施に関する考え方

退所、退院を希望する障がい者に対し、地域生活への移行準備や障害福祉サービスの見学・体験のための外出時の同行や住まい探しなどの支援を提供します。

(3) 見込量の考え方

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（1月当たり実利用者数）

○第5期計画の計画値及び実績値（令和2年度は実績見込値）

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
地域移行支援	2人	0人	2人	0人	3人	0人

○第6期計画の計画値

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画値	計画値	計画値
地域移行支援	1人	1人	1人

(5) 見込量確保のための方策

退所、退院が可能な障がい者に対し、地域移行へ向けた意欲の喚起及び医療機関等への制度の周知を図ります。

4-3 地域定着支援

(1) 事業内容

居宅において単身等で生活する障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問等を行います。

(2) 実施に関する考え方

地域生活移行者に対し、夜間等も含む緊急時の連絡・相談等の支援を提供します。

(3) 見込量の考え方

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（1月当たり実利用者数）

○第5期計画の計画値及び実績値（令和2年度は実績見込値）

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
地域定着支援	2人	0人	2人	0人	3人	0人

○第6期計画の計画値

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画値	計画値	計画値
地域定着支援	1人	1人	1人

(5) 見込量確保のための方策

地域生活への移行後、障がい者本人及び家族への個別支援や地域で孤立しないための居場所づくり等に取り組んでいけるよう体制の確保に努めます。

5 障害児通所等支援

(児童発達支援、放課後等デイサービス、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援)

5-1 児童発達支援、放課後等デイサービス

(1) 事業内容

児童発達支援は、未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

放課後等デイサービスは、就学中の障がい児に、授業の終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流のための支援を行います。

(2) 実施に関する考え方

身近な地域で、幼児期から学校卒業まで、児童の発達段階に応じた効果的な支援を提供します。

(3) 見込量の考え方

現に利用している児童の数やニーズ、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（上段：1月当たり実利用者数、下段：1月当たり延利用日数）

○第5期計画の計画値及び実績値（令和2年度は実績見込値）

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
児童発達支援	32人	51人	44人	59人	45人	60人
	259日	329日	352日	404日	360日	537日
放課後等デイサービス	45人	64人	50人	75人	55人	91人
	630日	804日	700日	980日	770日	1,241日

○第6期計画の計画値

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画値	計画値	計画値
児童発達支援	67人	74人	82人
	621日	719日	832日
放課後等デイサービス	101人	112人	124人
	1,436日	1,661日	1,922日

(5) 見込量確保のための方策

圏域にある事業所と連携を図りながら、障がい児とその保護者（家族）のニーズに応じたサービス量の確保に努めます。

また、放課後等デイサービスを利用する障がい児の増加が見込まれます。十分なサービス提供体制を確保するために、サービス提供事業所と関係機関に対する適切な情報提供を図ります。

5-2 医療型児童発達支援

(1) 事業内容

肢体不自由のある児童等に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療等を行います。

(2) 実施に関する考え方

様々な原因で運動発達が遅れている児童の発達段階に応じた効果的な支援を提供できる体制を検討します。

(3) 見込量の考え方

現に利用している児童の数やニーズ、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（上段：1月当たり実利用者数、下段：1月当たり延利用日数）

○第5期計画の計画値及び実績値（令和2年度は実績見込値）

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
医療型児童 発達支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0日	0日	0日	0日	0日	0日

○第6期計画の計画値

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画値	計画値	計画値
医療型児童 発達支援	0人	0人	0人
	0日	0日	0日

(5) 見込量確保のための方策

圏域に対象施設がないため第5期計画期間では利用実績はありませんでした。今後、関係機関等へ制度の周知を図ります。

5-3 保育所等訪問支援

(1) 事業内容

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

(2) 実施に関する考え方

身近な地域で、幼児期から学校卒業まで、児童の発達段階に応じた効果的な支援を提供します。

(3) 見込量の考え方

現に利用している児童の数やニーズ、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（上段：1月当たり実利用者数、下段：1月当たり延利用日数）

○第5期計画の計画値及び実績値（令和2年度は実績見込値）

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
保育所等訪問支援	19人	7人	20人	9人	21人	13人
	19日	8日	20日	13日	21日	33日

○第6期計画の計画値

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画値	計画値	計画値
保育所等訪問支援	14人	16人	18人
	38日	44日	51日

(5) 見込量確保のための方策

保護者や保育所等への制度周知を図るとともに、個別支援計画や保育所等訪問支援報告書等を通して実態と課題の把握に努めながら、関係機関との連携を進め、サービス内容の充実を図ります。

5-4 居宅訪問型児童発達支援

(1) 事業内容

重度の障がいの状態にあり外出することが著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

(2) 実施に関する考え方

身近な地域で、児童の発達段階に応じた効果的な支援を提供できる体制を整備します。

(3) 見込量の考え方

現に利用している児童の数やニーズ、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（上段：1月当たり実利用者数、下段：1月当たり延利用日数）

○第5期計画の計画値及び実績値（令和2年度は実績見込値）

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅訪問型 児童発達支援	3人	0人	3人	0人	4人	0人
	12日	0日	12日	0日	16日	0日

○第6期計画の計画値

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画値	計画値	計画値
居宅訪問型 児童発達支援	0人	0人	0人
	0日	0日	0日

(5) 見込量確保のための方策

県内に対象施設がないため第5期計画期間では利用実績はありませんでした。今後、関係機関等へ制度の周知を図ります。

5-5 障害児相談支援

(1) 事業内容

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援を利用する児童が適切にサービスを利用できるよう、障害児支援利用計画の作成などを行います。

(2) 実施に関する考え方

個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえた利用計画を作成します。

(3) 見込量の考え方

現に利用している児童の数やニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（1月当たり実利用者数）

○第5期計画の計画値及び実績値（令和2年度は実績見込値）

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
障害児 相談支援	80人	36人	82人	35人	84人	38人

○第6期計画の計画値

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画値	計画値	計画値
障害児 相談支援	40人	42人	44人

(5) 見込量確保のための方策

障がい者自立支援協議会でのケース検討や研修会を通じて、相談支援事業所のスキルアップを図るとともに、基幹相談支援センターと連携しながら相談支援体制の更なる充実を図ります。

5-6 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(1) 事業内容

医療的ケア児に対する各種支援の調整を行います。

(2) 実施に関する考え方

コーディネーターの配置について医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場において協議します。

(3) 見込量の考え方

地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（1月当たり実利用者数）

○第5期計画の計画値及び実績値（令和2年度は実績見込値）

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
コーディネーター数	1人	0人	1人	0人	1人	0人

○第6期計画の計画値

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画値	計画値	計画値
コーディネーター数	0人	0人	1人

(5) 見込量確保のための方策

県が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修について相談支援事業所へ周知し、コーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。

6 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（新規）

6-1 保健、医療及び福祉関係者による協議

(1) 事業内容

保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進します。

(2) 実施に関する考え方

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう重層的な連携による支援体制を構築します。

(3) 見込量の考え方

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の開催回数、関係者の参加人数、目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（年間、参加人数は1回当たりの人数）

○第5期計画の計画値及び実績値（令和2年度は実績見込値）

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
開催回数	—	2回	—	1回	—	1回
関係者の参加人数	—	25人	—	25人	—	25人
評価の実施回数	—	1回	—	1回	—	1回

○第6期計画の計画値

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画値	計画値	計画値
開催回数	2回	2回	2回
関係者の参加人数	25人	25人	25人
評価の実施回数	1回	1回	1回

(5) 見込量確保のための方策

障がい者自立支援協議会を協議の場とし、重層的な連携による支援体制の確保に努めます。

6-2 精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助

(1) 事業内容

精神障がい者の地域生活への移行を推進するために、地域移行支援等の必要な支援を行います。

(2) 実施に関する考え方

地域生活への移行のための支援が必要と認められる精神障がい者に効果的な支援を提供します。

(3) 見込量の考え方

現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援等の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（年間）

○第5期計画の計画値及び実績値（令和2年度は実績見込値）

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
地域移行支援	—	0人	—	0人	—	0人
地域定着支援	—	0人	—	0人	—	0人
共同生活援助	—	2人	—	4人	—	3人
自立生活援助	—	0人	—	0人	—	0人

○第6期計画の計画値

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画値	計画値	計画値
地域移行支援	1人	1人	1人
地域定着支援	1人	1人	1人
共同生活援助	4人	4人	4人
自立生活援助	1人	1人	1人

(5) 見込量確保のための方策

精神病院入院患者の地域移行を促進するため、保健・医療関係者、計画相談支援事業所、障害福祉サービス提供事業者等と連携して移行体制を整備します。

第4章 地域生活支援事業の実施に関する事項

国は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）において地域の特性や利用者の状況に応じて自治体の判断で柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業を定めています。本町でも、地域生活支援事業として、各種の事業を実施します。

1 自発的活動支援事業

(1) 事業内容

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な活動を支援することにより、「心のバリアフリー」の推進及び共生社会の実現を図ります。

(2) 実施に関する考え方

障がい者等相互の交流を通して生きがいと健康づくりを推進することを目的とする障がい者ふれあいサロン事業及び外出する機会の少ない障がい者等の自立と社会参加を促進し、孤立防止対策を目的とする障がい者（児）ふれあい交流事業を行います。

(3) 見込量（年間）

○第5期計画の計画値及び実績値（令和2年度は実績見込値）

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
自発的活動支援事業	42回	49回	41回	42回	41回	41回

○第6期計画の計画値

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画値	計画値	計画値
自発的活動支援事業	41回	41回	41回

2 障害者相談支援事業

(1) 事業内容

障がい者及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供をはじめ、助言、障害福祉サービスの利用支援、当事者相談（ピアカウンセリング）等の必要な支援を行います。

(2) 実施に関する考え方

基幹相談支援センター※及び地域活動支援センターに委託し、関係機関と連携しながら、地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題について、包括的な相談支援を行います。

※【基幹相談支援センター】

地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的にを行います。

(3) 見込量

○第5期計画の計画値及び実績値

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
障害者相談支援事業	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所

○第6期計画の計画値

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画値	計画値	計画値
障害者相談支援事業	2箇所	2箇所	2箇所

3 成年後見制度利用支援事業

(1) 事業内容

身寄りがいないなどの理由により、後見開始の審判を申し立てる者がいない知的障がい者または精神障がい者を対象に、本町が家庭裁判所に対して審判の申立てを行うとともに、申立費用及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

(2) 実施に関する考え方

判断能力が不十分な障がい者の権利擁護を図ります。また、制度の普及啓発や利用促進に努めます。

(3) 見込量（年間）

○第5期計画の計画値及び実績値（令和2年度は実績見込値）

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
申立人数	1人	0人	1人	0人	1人	1人
報酬助成人数	2人	2人	2人	1人	2人	1人

○第6期計画の計画値

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画値	計画値	計画値
申立人数	1人	1人	1人
報酬助成人数	2人	2人	2人

4 意思疎通支援事業

(1) 事業内容

聴覚、言語、音声機能の障がいのため、意思疎通を図ることが困難な人を対象に、手話通訳者・要約筆記者を派遣し、障がい者等とその他の人との意思疎通を支援します。

(2) 実施に関する考え方

都城市聴覚障害者協会へ委託し、講演会等に手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。

(3) 見込量（年間）

○第5期計画の計画値及び実績値（令和2年度は実績見込値）

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
意思疎通支援事業	3回	4回	3回	1回	3回	1回

○第6期計画の計画値

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画値	計画値	計画値
意思疎通支援事業	3回	3回	3回

5 日常生活用具給付事業

(1) 事業内容

障がい者等に対し、日常生活がより円滑に行われるための用具を給付します。

(2) 実施に関する考え方

障がい者の在宅生活をより暮らしやすくするために、日常生活用具を給付します。

(3) 見込量（年間）

○第5期計画の計画値及び実績値（令和2年度は実績見込値）

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
日常生活用具給付事業	280件	288件	300件	271件	310件	280件

○第6期計画の計画値

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画値	計画値	計画値
日常生活用具給付事業	300件	320件	340件

6 移動支援事業

(1) 事業内容

屋外での移動が困難な障がい者等に外出時の支援を行います。

(2) 実施に関する考え方

障がい者の社会参加と自立を促進するため、障害福祉サービスの居宅介護等の指定を受けている事業者へ委託し、移動支援事業を実施します。

(3) 見込量（上段：年間延利用人数、下段：年間延利用時間）

○第5期計画の計画値及び実績値（令和2年度は実績見込値）

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
移動支援事業	100人	95人	110人	73人	120人	55人
	800時間	603時間	820時間	498時間	840時間	330時間

○第6期計画の計画値

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画値	計画値	計画値
移動支援事業	80人	80人	80人
	500時間	500時間	500時間

7 地域活動支援センター事業

(1) 事業内容

在宅の障がい者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供など地域の実情に応じた支援を行います。

(2) 実施に関する考え方

障がい者の社会参加と自立を促進するため、障がい者に対する専門的な知識・経験を有する事業者に委託し、事業を実施します。本町では地域活動支援センターⅠ型事業※を実施します。

※【地域活動支援センターⅠ型】

精神保健福祉士等を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

※【地域活動支援センターⅡ型】

地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

※【地域活動支援センターⅢ型】

Ⅱ型とⅢ型は事業の内容は基本的には同じであり、主に利用人数によって区分されています。1日あたりの実利用人員が15名以上であればⅡ型、10名以上であればⅢ型です。

(3) 見込量（上段：年間延利用人数、下段：年間実施個所数）

○第5期計画の計画値及び実績値（令和2年度は実績見込値）

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
地域活動支援センター事業Ⅰ型	—	923人	—	401人	—	444人
	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

○第6期計画の計画値

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画値	計画値	計画値
地域活動支援センター事業Ⅰ型	500人	500人	500人
	1箇所	1箇所	1箇所

8 訪問入浴サービス事業

(1) 事業内容

重度の障がい者に対し、移動入浴車を派遣し、自宅において入浴サービスを提供します。

(2) 実施に関する考え方

関係事業所に委託し、訪問入浴サービスを提供します。身体障がい者（児）の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、家族の介護負担の軽減を図ります。

(3) 見込量（年間延利用回数）

○第5期計画の計画値及び実績値（令和2年度は実績見込値）

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
訪問入浴サービス事業	240回	288回	240回	225回	240回	238回

○第6期計画の計画値

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画値	計画値	計画値
訪問入浴サービス事業	250回	250回	250回

9 日中一時支援事業

(1) 事業内容

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の負担軽減を図ります。

(2) 実施に関する考え方

障害福祉サービス事業所等に委託し、日中一時支援を実施します。

(3) 見込量（年間延利用者数）

○第5期計画の計画値及び実績値（令和2年度は実績見込値）

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
日中一時支援事業	200人	188人	200人	189人	200人	255人

○第6期計画の計画値

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画値	計画値	計画値
日中一時支援事業	250人	250人	250人

10 点字・声の広報等発行事業

(1) 事業内容

文字による情報入手が困難な障がい者等のために、点訳、音声訳その他障がい者等にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、障がいに関する事業の紹介、生活情報、その他障がい者等が地域生活を営む上で必要な情報を定期的又は必要に応じて適宜、障がい者等に提供します。

(2) 実施に関する考え方

広報誌「広報みまた（月1回）」の音声版を作成し、希望する視覚障がい者へ送付します。

(3) 見込量（1月当たり）

○第5期計画の計画値及び実績値（令和2年度は実績見込値）

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
音声版	—	6本	—	6本	—	6本

○第6期計画の計画値

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画値	計画値	計画値
音声版	6本	6本	6本

11 手話奉仕員養成事業（特別支援事業）

(1) 事業内容

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための講座を実施します。

(2) 実施に関する考え方

都城市聴覚障害者協会へ委託し、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための講座を行います。

なお、本町では地域生活支援事業の特別支援事業として実施します。

(3) 見込量（年間）

○第5期計画の計画値及び実績値（令和2年度は実績見込値）

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
手話奉仕員養成研修事業	50人	4人	50人	6人	50人	0人

○第6期計画の計画値

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画値	計画値	計画値
手話奉仕員養成研修事業	10人	10人	10人

1 2 自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業

(1) 事業内容

身体障がい者等が免許を取得するために要した費用及び身体障がい者等が所有する自動車をその運転に適用するように改造するために要した費用の一部を助成します。

(2) 実施に関する考え方

自動車運転免許取得に対しては、費用の2/3（限度額：10万円）を助成します。

また、自動車改造費助成については、改造に要した費用（限度額：10万円）を助成します。

(3) 見込量（年間）

○第5期計画の計画値及び実績値（令和2年度は実績見込値）

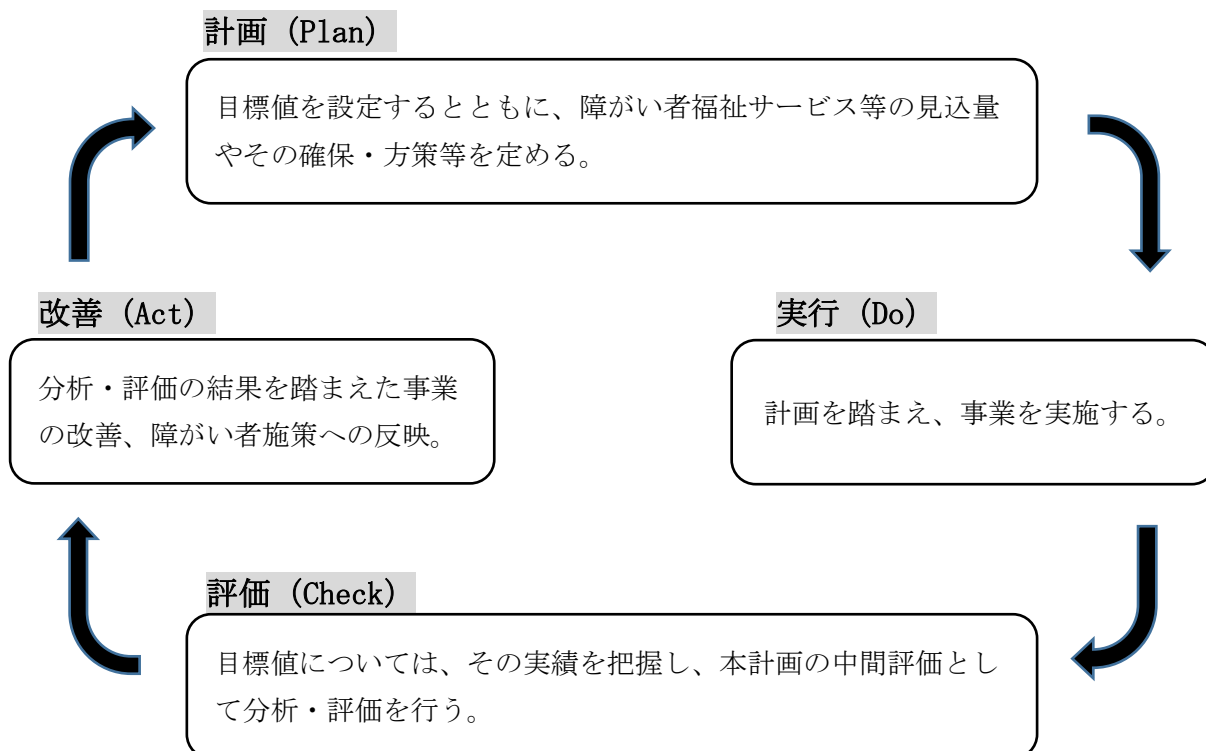
区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
自動車運転免許取得事業	1件	0件	1件	1件	1件	0件
自動車改造費助成事業	1件	1件	1件	0件	1件	0件

○第6期計画の計画値

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画値	計画値	計画値
自動車運転免許取得事業	1件	1件	1件
自動車改造費助成事業	1件	1件	1件

第5章 計画の達成状況の点検及び評価

「福祉施設の入所者の地域生活への移行」等の目標値の達成状況や、サービス見込量等の進捗状況について、障がい者自立支援協議会を中心に、点検、評価を行い、その達成状況等に応じて見込量確保の方策、取組方法等を検討し、その後の事業の推進に生かします。



資料編

1 障害者総合支援法（抜粋）

第五章 障害福祉計画

（基本指針）

第八十七条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
- 二 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 三 次条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

3 厚生労働大臣は、基本指針の案を作成し、又は基本指針を変更しようとするときは、あらかじめ、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 厚生労働大臣は、障害者等の生活の実態、障害者等を取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに基本指針を変更するものとする。

5 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法

第百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 8 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第六項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 9 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。
- 10 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第八十八条の二 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

2 児童福祉法（抜粋）

第九節 障害児福祉計画

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- ② 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- ③ 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
- ④ 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- ⑤ 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- ⑥ 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- ⑦ 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- ⑧ 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ⑨ 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- ⑩ 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
- ⑪ 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- ⑫ 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

3 本町の障害者手帳所持者数

① 身体障害者手帳所持者数（令和2年3月31日現在）

	肢体不自由	視覚障がい	聴覚障がい	言語障がい	内部障がい	合計
1級	142人	22人	2人	0人	172人	338人
2級	131人	26人	12人	1人	1人	171人
3級	123人	4人	5人	1人	63人	196人
4級	205人	2人	18人	2人	109人	336人
5級	84人	8人	0人	0人	1人	93人
6級	33人	4人	43人	0人	0人	80人
合計	718人	66人	80人	4人	346人	1,214人

② 療育手帳所持者数（令和2年3月31日現在）

A	B1	B2	合計
112人	73人	82人	269人

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数（令和2年3月31日現在）

1級	2級	3級	合計
14人	99人	80人	193人

④ 障がい者（手帳所持者数）数の推移（各年3月31日現在）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
身体障がい者	1,285人	1,288人	1,268人	1,202人	1,186人	1,214人
知的障がい者	203人	217人	223人	234人	230人	269人
精神障がい者	91人	104人	135人	161人	179人	193人
合計	1,579人	1,609人	1,626人	1,597人	1,595人	1,676人

